

飲食事業者向けテラス営業支援 占用許可基準緩和の期限延長を受け、追加募集します！

東京都及び公益財団法人東京都中小企業振興公社は、占用許可基準緩和によるテラス営業支援について、道路等占用許可基準の緩和措置の期限が令和4年9月30日まで延長されたことを受け、追加で申請受付を開始することとしましたので、お知らせします。

変更点

- ・申請受付期間
〔従前〕令和3年9月21日（火）から令和4年2月28日（月）まで（消印有効）
〔追加募集〕**令和4年3月22日（火）から同年8月31日（水）まで（消印有効）**
- ・助成対象期間
〔従前〕令和3年2月27日（土）から令和4年3月31日（木）まで
〔追加募集〕**令和4年3月1日（火）から同年9月30日（金）まで**

募集概要（追加募集分）

- (1) 助成対象：道路や都立公園など占用許可基準の緩和措置を利用してテラス営業等を行う、**都内中小企業者（含個人事業者）、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人（NPO法人）のうち、食品関係営業許可を有する者**
- (2) 助成内容： 占用許可で認められたテラス営業等に使用する**仮設施設（イス、テーブル等）を新たに調達する経費**
- ・助成限度額： 1実施場所につき 10万円
 - ・助成率： 助成対象経費の3分の2以内
 - ・助成対象期間： **令和4年3月1日（火）から同年9月30日（金）まで**
但し、**占用許可で認められた期間内のテラス営業等**で、かつ上記期間内に契約から支払いまで完了していることが必要です
- (3) 受付期間： **令和4年3月22日（火）から同年8月31日（水）まで（消印有効）**
- (4) 申請方法： ①東京都中小企業振興公社HPから募集要項・申請書をダウンロード
<https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/josei/jigyo/terrace.html>
②募集要項をご覧いただき、占用許可書等の写しを用意の上、申請書を作成
③申請書及び添付書類を簡易書留等の方法により送付
- <書類送付先>
〒101-0029 東京都千代田区神田相生町1番地
秋葉原センタープレイスビル15階
公益財団法人東京都中小企業振興公社 助成課 テラス事業担当
- (5) 問い合わせ先： 電話 03-6260-7029
受付時間 平日 9時00分～16時30分



問い合わせ先

（事業全般に関すること）産業労働局商工部経営支援課 電話 03-5320-4887

（助成金に関すること）公益財団法人東京都中小企業振興公社 助成課 電話 03-6260-7029